

令和3年1月15日

社会福祉法人 港区社会福祉協議会

### 緊急事態宣言発出に伴う育児サポート子むすびの活動について

日ごろ、本会の活動にご理解ご協力いただきまして、感謝申し上げます。

この度、一都三県への緊急事態宣言が 7 日(木)に発出されました。今回の緊急事態宣言は、前回とは違い保育園や幼稚園、学校等の休園・休校はなく、限定的な対策として飲食店等の時短要請となっております。

ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため不要不急の外出等は自粛し、感染拡大防止に努めることとなっております。

ご協力いただく利用会員の皆さま、またご協力いただいている協力会員の皆さまには、さまざまご事情があるかと思いますが、本事業そのものの中止等を行いません。体調含めご無理のない範囲でのご利用をお願いいたします。

個別の活動については会員同士でこれまでのようにご連絡をとってください。ご相談等ある場合には、サブ・リーダーまたは事務局までご連絡ください。

緊急事態宣言中においては、ご不便をおかけいたしますが、特に会員の皆さまの安全安心を第一に、皆さまと共に感染拡大防止に努めていきたいと考えております。

引き続き、どうぞ、よろしく願いいたします。

(問い合わせ)

社会福祉法人港区社会福祉協議会

育児サポート子むすび 担当

電話 03-6230-0284